

今般厚生労働省より、退職者の皆様に石綿健康管理手帳並びに労災補償制度の周知要請がありましたので、当社の状況とあわせてご連絡致します。

1. 当社状況

当社の石綿含有品への使用及び対応状況について

1. 石綿含有品の使用状況
 - 1) 創業以来、石綿並びに石綿含有品の製造は行っておりません。
 - 2) 1982年以降、石綿含有の保温・断熱材等の新規使用はしておりません。
 - 3) 1981年以前に使用した石綿含有の保温・断熱材、建材等は一部残っております。
2. 石綿含有品への対応状況
 - 1) 石綿飛散の可能性ある建材や保温材等の石綿含有品は2005年度までに全て撤去しました。
 - 2) 製品と接触する可能性のある箇所に使用されているシール材は、2007年度末までに全て非石綿含有品にしました。
 - 3) 上記以外の箇所に使用されている石綿含有品は、通常の状態では飛散の心配が無く、更新時に計画的に非石綿含有品にしております。

健康面への対応について

- 1) 退職者された方には2006年1月に石綿健康診断受診のご案内を手紙で送付し、希望される方には当社が交通費並びに検診費用を負担させて頂き年1回受診して頂いております。
- 2) 石綿健康管理手帳の交付を希望される方には従事歴証明書を発行しております。
- 3) 従業員に対しては、石綿健康診断受診の案内をメールで送付し、希望者には受診して頂いております。

2. 厚生労働省からの周知要請

石綿健康管理手帳制度

労働局より以下の何れかの要件を満たす方に対して、手帳が交付*され年2回無料で石綿検診が受診できる制度です。詳細は厚生労働省のホームページをご確認下さい。 (<http://www.mhlw.go.jp/>)

- 1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又石綿による胸膜肥厚があること。
(直接業務及び周辺業務が対象)
- 2) 下記作業に1年以上従事していた方。ただし初めて石綿の粉塵にばくろした日から10年以上経過していること。(直接業務が対象)
 - ・石綿の製造作業
 - ・石綿が使用されている保温材、耐火被膜材等の張り付け、補修もしくは除去の作業
 - ・石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物・工材物等解体、破碎等の作業
- 3) 2)の作業以外の石綿を取扱う作業に10年以上従事していた方
(直接業務が対象)

*：現在当社では、43名の方が交付を受けておられます。

労災保険及び特別遺族給付金制度

石綿を扱う業務が原因で、疾病を発症した方は療養補償給付や休業補償給付等の保険給付を受けることができます。また石綿による疾病で亡くなられたご遺族に対しては、遺族補償給付を受ける権利がありますが、亡くなられてから5年で失効します。このような方に対し、特別遺族給付制度があります。詳細は、厚生労働省ホームページをご確認下さい。 (<http://www.mhlw.go.jp/>)

3. 退職された皆様へのご連絡

当社では過去に、石綿含有の保温・断熱材や建材、ガasket、シール材等を扱う作業を行ってまいりました。皆様の中で、石綿検診をご希望される方並びに石綿に関連するお問合わせ等がございましたら、レスポンスブル・ケア室までご連絡をお願い致します。また今後は、ホームページに添付の各年度環境・社会報告書で石綿関連の対応状況などを更新して参りますのでご確認お願い致します。

石綿に関する相談窓口

レスポンスブル・ケア室環境安全総括部 連絡先：06-6223-9186